

日米の意匠図面と仮出願制度

意匠図面研究会 代表 弁護士・弁理士 西村公芳

1 はじめに

前回は、意匠図面の作図法について紹介しました。作図のルールは国ごとに異なりますが、日本の意匠登録出願を基礎として、パリ条約に基づく優先権を主張して外国へ意匠登録出願をする予定がある場合、優先権の要件として基礎出願との意匠の同一性が求められますので、優先権を主張する外国における作図のルールを念頭に置きながら、基礎出願（日本出願）の意匠図面を検討する必要があります。

特に、外国における優先権主張出願を現地の代理人により行う場合には、現地代理人と相談しながら出願手続を進めることができますが、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願の場合には、出願時に現地代理人が関与しないため、基礎出願の作図に一層の注意が求められるともいえます。

外国の中でも意匠図面の考え方方が日本と大きく異なり、かつ、日本からの出願の需要が高いのは、米国です。本稿では、まず米国の意匠図面に関する基本的な事項等を説明し、米国出願を想定した日本出願の意匠図面の作成について述べます。

また、複数の意匠について時間的、コスト的に十分な図面を用意することが難しい場合等に利用し得る制度として、米国特許法上の仮出願と、これに近い効果をもたらす日本版の仮出願（特許法38条の2）について説明します。

2 米国の意匠図面

1) 図面の記載方法

特許の保護対象である発明とは別に、意匠が意匠

法で保護される日本とは異なり、米国では、意匠は特許（パテント）の一種（デザインパテント）として保護されます。

米国の特許の審査便覧「Manual of Patent Examining Procedure」(MPEP) の中の「Chapter 1500 Design Patents」(<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-1500.html>) に意匠審査に関する解説があり、他にも、ガイドラインとして「A Guide To Filing A Design Patent Application」(<https://www.uspto.gov/patents/basics/types-patent-applications/design-patent-application-guide>) がありますが、以下では、これらの中の意匠図面に関する部分を中心に説明します。

意匠出願には、意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図（又は写真）を含む必要があります。すなわち、図面には、正面、背面、上面、底面及び両側面を含む、権利請求された意匠の完全な外観を開示する十分な数の図を含めるべきです。

立体的意匠の外観を明確に示すため、斜視図を提出することが可能であり、推奨されます。斜視図が提出された場合、斜視図において表示された表面が明確に理解され、十分に開示されているのであれば、通常、斜視図に表示された表面を他の図に描写する必要はありません。

他の図の単なる複製である図、又は、平坦面でいかなる装飾性も含まれていない図は、その内容が明細書において十分に明確にされている場合には、図面から省くことができます。例えば、意匠の左側と右側が同一又は鏡像である場合には、片側の図を提出し、図面の説明において、反対側が同一又は鏡像であるという陳述を含めます。